

静岡県国土交通大臣所管公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第67号

静岡県国土交通大臣所管公共用財産使用料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡県国土交通大臣所管公共用財産使用料等徴収条例（平成12年静岡県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表金額の欄を次のように改める。

金額	
市の区域	町の区域
770円	340円
840円	840円
1,500円	1,500円
160円	120円
430円	320円
10円	10円
10円	10円
100円	100円
330円	190円
10円	10円

20円	20円
170円	100円

別表第2号の表中「200円」を「250円」に、「220円」を「270円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。